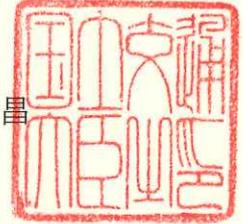


国海員第89号
令和7年7月22日

交通政策審議会
会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣
中野 洋昌



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和22年法律第100号）第110条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第484号

船員法施行規則の一部改正案について

諮問理由

船員法施行規則を別紙のとおり改正することについて、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員法施行規則の一部改正案について

1. 背景

船員不足の深刻化への対応等を目的とした「船員法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 32 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 5 月 14 日に公布された。

改正法による改正後の船員法（以下「新船員法」という。）においては、コンテナ海中転落時の即時通報、海上労働の安全衛生に関する基本訓練等の義務付け、漁ろうに従事する外国船舶の監督等が規定された。

これらの改正に関しては、

- (1) コンテナ海中転落時の即時通報については、1974 年の海上における人命の安全のための国際条約附属書（以下「SOLAS 条約附属書」という。）の改正が日本国について効力を生ずる日
- (2) 上記以外については、1995 年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「STCW-F 条約」という。）が日本国について効力を生ずる日

から施行される所、船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）について所要の規定の整備を行う必要がある。

2. 概要

(1) 船員法施行規則の一部改正

① コンテナ海中転落時の即時通報（第 2 条の 3 関係）

- 新船員法第 13 条の 2 は、コンテナが海中に転落した場合における船長による通報義務等について規定しているところ、以下の事項についてそれぞれ次のように定めることとする。
 - (i) 義務付け対象船舶：原則として無線電信等の設備を有する船舶
 - (ii) 通報事項：通報者の氏名及び転落したコンテナの見込み数等
 - (iii) 通報方法：
 - (ア) 付近にある船舶及び最寄りの海上保安機関：安全通信
 - (イ) 旗国の権限のある機関：電話又は電子メール
 - (iv) 通報先となる船舶：安全通信の電波を受信できる範囲に存在するもの
 - (v) 船長に代わって通報を行うよう努める船舶の運航に関し権原を有する者：船舶所有者から船舶の運航の責任を引き受けて船舶を運航する者

② 漂流コンテナ発見時の即時通報（第 3 条の 2 関係）

- 漂流物等に遭遇した場合における船長による通報義務を規定する船員法第 14 条の 2 に基づく船員法施行規則第 3 条の 2 は、当該通報の詳細を規定している。
- 今般、SOLAS 条約附属書の改正により、漂流するコンテナを発見した場合におけ

る船長による沿岸国への通報の義務化及び通報事項の明確化がなされたことに伴い、同条を改正し、漂流物のうち漂流コンテナを発見した場合の通報事項について、以下のとおり一部明確化することとする。

- ・船舶の名称等
- ・船長の氏名
- ・通報先の海上保安機関の名称
- ・風向及び風力又は風速、潮流の流向及び速度、海象及び波高等

③ 海上労働の安全衛生に関する基本訓練等の義務付け（第 52 条～第 52 条の 6 関係）

○ 新船員法第 81 条の 2～第 81 条の 5 は、船舶所有者による船員との雇入契約締結時における基本訓練の実施及び遠洋区域を航行区域とする船舶等において船長等の職務を行う旨を定めた契約（以下「特定雇入契約」という。）の締結時における実技講習の実施について規定しているところ、以下の事項について定めることとする。

- (i) 漁ろうに従事する船舶以外の船舶に乗り組む船員又は漁ろうに従事する船舶に乗り組む船員の区分に応じた、生存技術に関する事項等の基本訓練の内容
- (ii) 基本訓練の修了証明書の交付の手續
- (iii) 基本訓練に係る記録の作成及び保存
- (iv) 特定雇入契約の対象となる船舶の航行区域及び総トン数並びに職務の内容
- (v) 生存技術・消火技術に関する事項の実技講習の内容
- (vi) 再講習の内容

④ 登録生存講習機関及び登録消火講習機関（第 57 条の 2～第 57 条の 18 関係）

○ 新船員法第 8 章の 2 は、実技講習（生存講習及び消火講習）を実施するための民間の機関として、登録生存講習機関及び登録消火講習機関を設け、それらの登録要件等について規定しているところ、当該機関の登録手續及び審査基準並びに登録後の所要の手續等について定めることとする。

⑤ 漁ろうに従事する外国船舶の監督（第 78 条の 2 の 5 関係）

○ 新船員法第 120 条の 3 は、国土交通大臣による特定の船舶への立入検査（PSC）について規定しているところ、当該船舶に外国漁船を追加することとする。

（2）船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置

○ 改正法附則第 6 条第 2 項及び第 4 項に基づき、基本訓練及び実技講習と同等以上の内容を有する教育訓練及び実技講習の要件を定めることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 7 年 9 月中旬

施行：（1）①②：SOLAS 条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日

上記以外：STCW-F 条約が日本国について効力を生ずる日